

西原中学校防寒着使用規定

(西原中学校生活委員会により)

【認められている防寒着】

★制服の外に着るもの

- ・部活動で着用しているウインドブレーカー
- ・部活動に入っていない生徒は、派手でないウインドブレーカー

★制服の中に着込むもの

- ・セーター、トレーナー…黒・紺・茶・グレーで、ワンポイント可
- ※ハイネック、フードが付いたものは禁止です。

【認められている防寒具】

- ・手袋、ネックウォーマー、マフラー（長くたらさないように着用する←自転車に巻き込む事故が起こっているため）
色は、白・黒・紺・茶・グレーとする。

【防寒着の使用方法】

原則 夏服（半袖）→中間服（長袖）→冬服（長袖）
→それでも寒い場合防寒着・防寒具

- ・登校時に防寒着・防寒具の着用をしても良い。
- ・登校後、教室に入ったら制服の外に着ている防寒着・防寒具は脱ぐ。
- ・校内では着用しません。ただし、体調不良により校内での防寒着を着用する場合は、必ず担任の許可を得ること。
- ・制服の中に着込んでいる防寒着は、制服の外から見えないように着用する。（つまり、冬服の中にしか着込めません）